

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 （農業経営基盤強化促進法の農用地利用規程に基づき農地中間管理機構に買い取られる場合）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税） （個人住民税、個人事業税：外（自動連動））（地方税）
3	内容		《制度の概要》 農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項の規定により、利用権の設定等の相手方となるべき者を認定農業者及び農地中間管理機構と定め、市町村の認定を受けた、農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施地区内の農用地が、当該農用地の所有者からの申出に基づき農地中間管理機構に買い取られた場合、年2,000万円を限度として損金算入できる措置。 《関係条項》 【法人】 ・租税特別措置法 第65条の3 旧第68条の74 ：令和2年度税制改正要望における法人税法の一部を改正により廃止（令和4年4月1日施行） 【個人】 ・租税特別措置法 第34条
4	担当部局		農林水産省 経営局 農地政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和4年6月～8月 分析対象期間：令和元年度～令和3年度
6	創設年度及び改正経緯		令和元年度：創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本特例措置の活用により、農地中間管理機構を通じた担い手（認定農業者等）の農地取得を促すことにより、担い手の規模拡大を実現し、担い手への農地集積・集約化を加速化する。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定） 「農業構造の展望」の中で、「全農地面積の8割が担い手によって利用される農業構造の確立を目指す」旨を明記。</p> <p>望ましい農業構造の姿 令和12年（2030年）（抜粋） 「農地バンクの発足（平成26年（2014年））以降、担い手への農地の集積率が約6割まで上昇している中、基本法第21条を踏まえ、全農地面積の8割が担い手によって利用される農業構造の確立を目指す。」</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第I 総論 5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例 (1) 民間の力を最大限引き出す ⑤ 農林水産業を成長産業にする 〈成果目標〉 今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。</p>										
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ⑦ 農地集積・集約化と農地の確保</p>										
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 令和5年度末時点で、全農地面積の8割が担い手によって利用される。令和3年度目標値は73.7%。</p> <p>【担い手が利用する農地面積の割合】</p> <p style="text-align: right;">単位：%</p> <table border="1" data-bbox="596 1637 1390 1771"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>67.5</td> <td>70.6</td> <td>73.7</td> <td>80.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省政策評価資料より ※ 目標は、令和5年度までに毎年約3%/年増加させることとして設定。</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5年度	目標	67.5	70.6	73.7	80.0
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5年度								
目標	67.5	70.6	73.7	80.0								

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特別措置の対象となる農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用規程による農地の権利移転は、権利を取得した地域の担い手の規模拡大等に資するものである。本特別措置により、農地の所有者がこれらの権利移転をする場合の税負担を軽減し、担い手への農地集積の実現に寄与している。</p>																							
9	有効性等	① 適用数	<p>適用数及び適用面積は次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">単位：件、面積：ha</p> <table border="1" data-bbox="596 546 1362 882"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (実績)</th> <th>令和 3年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法人</td> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>—</td> <td>43.7</td> <td>64.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 経営局 農地政策課調べ（農地中間管理機構等への聞き取り）。</p> <p>※ 令和元年及び令和2年度の法人税等の適用数は、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果（第204回国会報告、第208回国会報告）では、本措置以外の租税特別措置等の適用数等が含まれており、本措置分のみの適用数を抽出できないため、農地中間管理機構等に対する実績調査により把握。</p> <p>※ 令和3年度の法人税等の適用数は、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果は、まだ国会に報告されておらず、また、本措置以外の租税特別措置等の適用数等が含まれており、本措置分のみの適用数を抽出できないため、農地中間管理機構等に対する実績調査により把握。</p> <p>※ 法人税、法人事業税及び法人住民税について、適用数は同一。</p> <p>※ 令和元年から令和3年度の所得税等の適用数は農地中間管理機構等に対する実績調査により把握。</p> <p>※ 所得税、個人住民税について適用数は同一。</p> <p>・ 本特別措置は、農地所有適格法人から農地中間管理機構を介して担い手へ農地を所有権移転する場合に適用されるが、個人に対する適用数は、令和3年度において12件であり、令和元年度（0件）や令和2年度（8件）と比較して増加しているところ。</p> <p>また、法人に対する適用実績は無いが、農地所有適格法人は主たる事業が農業であることから、生産基盤となる農地を手放すことが少ないことが要因として考えられる。</p> <p>令和元年度の農用地利用集積計画による権利移動面積のうち、所有権移転による面積は約1割程度であるが、北海道のように農地の売買価格が収益還元価格に近い地域では、売買による農地の集積も重要な役割を果たしており、こうした売買による農地集積を促進する本特別措置は必要である。</p>			令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	法人	適用数	0	0	0	面積	—	—	—	個人	適用数	0	8	12	面積	—	43.7	64.7
		令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)																						
法人	適用数	0	0	0																						
	面積	—	—	—																						
個人	適用数	0	8	12																						
	面積	—	43.7	64.7																						

- ・ 令和4年5月、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が成立し、
 - ① 人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、
 - ② それを実現すべく、地域内外から受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めていくこととしている。
- ・ さらに本法案では、地域計画について、農用地等の所有者等の3分の2以上の同意を得た場合、農用地等の利用権設定等を農地中間管理機構に限定することを提案できる仕組みとして地域計画の特例を措置したところ。
- ・ 上記の改正を受け、税制上も、農用地利用規程の特例に係る措置は、地域計画の特例に係る措置に改組された。
 地域計画は、各地域で話し合いを行った上で、農業上の利用を行う土地について市町村が定めることとされており、当該話し合いにおいて各地域で上記特例の導入についても検討が行われ、地域計画の策定に伴い、農地の集約化に向け、法人の農地も売買されることが期待されることから、本税制特例についても、活用が図られると考えている。

② 適用額

適用額は次のとおり。詳細については別添を参照。

単位：百万円

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)
法人税	—	—	—
法人事業税	—	—	—
法人住民税	—	—	—
所得税	0	111.4	169.1

※ 農林水産省 経営局 農地政策課調べ（農地中間管理機構等への聞き取りを基に算定）。

※ 令和元年及び令和2年度の法人税等の適用額は、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果（第204回国会報告、第208回国会報告）では、本措置以外の租税特別措置等の適用数等が含まれており本措置分のみ適用数等を抽出できないため、農地中間管理機構等に対する実績調査により把握。

※ 令和3年度の法人税等の適用額は、税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果は、まだ国会に報告されておらず、また、本措置以外の租税特別措置等の適用数等が含まれており、本措置分のみ適用額を抽出できないため、農地中間管理機構等に対する実績調査により把握。

※ 所得税及び個人住民税について適用額は同一。

※ 令和元年から令和3年度の所得税等の適用額は農地中間管理機構等に対する実績調査により把握。※ 適用額の算出方法は、以下のとおり。詳細は別添を参照。

$$\text{適用額} = (\text{買入面積} / \text{適用件数}) \times (\text{買入金額} / \text{買入面積})$$

× 取得費・譲渡費用控除 × 適用件数

③ 減収額

減収額は次のとおり。詳細については別添を参照。

単位：百万円

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)
法人税	—	—	—
法人事業税	—	—	—
法人住民税	—	—	—
所得税	0.0	16.7	25.4
個人住民税	0.0	5.6	8.5
減収額 計	0.0	22.3	33.8

※ 農林水産省 経営局 農地政策課調べ（農地中間管理機構等への聞き取りを基に算定）。

※ 令和元年及び令和2年度の法人税等の減収額は、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果（第204回国会報告、第208回国会報告）では、本措置以外の租税特別措置等の適用数等が含まれており本措置分のみ減収額を抽出できないため、農地中間管理機構等に対する実績調査を元に算出し、把握。

※ 令和3年度の法人税等の減収額は、税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果は、まだ国会に報告されておらず、また、本措置以外の租税特別措置等の適用数等が含まれており、本措置分のみ減収額を抽出できないため、農地中間管理機構等に対する実績調査を元に算出し、把握。

※ 令和元年から令和3年度の所得税等の減収額は農地中間管理機構等に対する実績調査により把握。

※ 減収額の算出方法は、以下のとおり。詳細は別添を参照。

法人税減収額 = 適用額 × 税率
 法人事業税減収額 = 適用額 × 税率
 法人住民税減収額 = 法人税減収額 × 税率
 所得税減収額 = 適用額 × 税率
 個人住民税減収額 = 適用額 × 税率

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
 【担い手が利用する農地面積の割合】

単位：%

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 5年度
目標	67.5	70.6	73.7	80.0
実績	57.1	58.0	58.9	—
達成率	84.6	82.2	79.9	—

※ 農林水産省政策評価資料より

令和3年度における担い手による農地の利用面積は、全農地

面積の約6割（58.9%）であり、令和5年度末までの目標8割の達成に向けて着実に増加している。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

【本特例措置により譲渡された農地の面積】

単位：ha

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)
		法人	—	—
個人	面積	—	43.7	64.7

※ 農林水産省 経営局 農地政策課調べ（農地中間管理機構等への聞き取り）。

本特別措置は、営農継続が困難な農業者や農地所有適格法人から農地中間管理機構を通じて担い手となる法人や農業者に対する所有権移転による農地の集積を推進することを目的とする施策であり、過去3年間（令和元年～令和3年）の1件あたりの平均集積面積は約5.4haとなっている。

法人においては、現時点において適用実績が無いが、同様の特例措置である「農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除」「農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により農地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除」においては、法人の適用が一定数あることから、今後、大規模な農地所有適格法人が解散や規模縮小する場合には、大規模な優良農地を手放すこととなるため、本特例措置の適用が見込まれる。

このように、本特例措置により、農地中間管理機構を通じて、大規模な優良農地を次の担い手への農地集積へ繋げることは、農地の集積・集約化に資するものであることから、引き続き本特例措置は必要である。

⑤ 税収減を是認する理由等

本特別措置は、平均的な販売農家の経営規模が2.2ha（都府県：2020年農林業センサス）である中、1件当たり5.4ha（約2.5倍）の農地集積につながっている。

令和2年産の水稲作付規模別の経営状況（農産物生産費統計令和2年産米生産費（個別経営））によると、経営規模1～3haの生産コストが14,125円/60kg、5～10haの生産コストが10,696円/60kgであり、農地集積による規模拡大によって生産コストの低減に繋がることから、当該特別措置による権利移転は、農業経営所得の向上に資するものである。

このことにより、農地売却時における一時的な税収減は、是認されるものと考えている。

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特別措置は、農地所有適格法人が農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項に基づく農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施地区内農地等を譲渡した場合に限定されており、かつ、予算額による制約がある補助金等に比べ、安定的に適用を受けられることから、適切かつ有効な措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特別措置の他に「農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除（800万円）」、「特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（1,500万円）」があるが、それぞれ何れかの適用となる。</p> <p>「農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除」は、</p> <p>ア：農業委員会のあっせんによる譲渡 イ：農用地利用集積計画に基づく譲渡 ウ：農地中間管理機構に譲渡する場合に適用が受けられる。</p> <p>「特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除」は、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により農地等を譲渡する際に適用が受けられる。</p> <p>一方で、本特別措置は、農業経営基盤強化促進法第23条の2第1項に基づく農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施地区内農地等を譲渡する際に適用が受けられる。当該区域内においては、農地の所有者に対し、認定農業者及び農地中間管理機構以外への譲渡制限を課すものであることから上記2措置と比較し、控除額が高く設定されている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特別措置の活用により、担い手への農地集積が促進されることにより、地域農業の持続的な発展に資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		<p>本特別措置は、農地の所有者がこれらの権利移転をする場合の税負担を軽減することで、担い手への農地の集約化・農地集積率の向上に必要なものであり、引き続き存続すべき制度である。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年12月

【1】 所得税及び個人住民税

1. 適用件数(令和元年度～令和3年度)

単位: 件

令和元年度(実績) 0件

令和2年度(実績) 8件

令和3年度(実績) 12件

2. 適用金額積算

単位: 百万円

○所得税・個人住民税

令和元年度	1件当たり適用額(千円)	適用件数					
0.0	= 0	×	0				
1件当たり譲渡所得(千円)	買入面積(ha)	適用件数	買入金額(千円)	買入面積(ha)	取得費・譲渡費用控除(10%)		
0	= (0 ÷ 0)	×	(0 ÷ 0)	×	(100%-10%)		

令和2年度	1件当たり適用額(千円)	適用件数					
111.4	= 13,928	×	8				
1件当たり譲渡所得(千円)	買入面積(ha)	適用件数	買入金額(千円)	買入面積(ha)	取得費・譲渡費用控除(10%)		
13,928	= (43.7 ÷ 8)	×	(123,804 ÷ 43.7)	×	(100%-10%)		

令和3年度	1件当たり適用額(千円)	適用件数					
169.1	= 14,096	×	12				
1件当たり適用金額(千円)	買入面積(ha)	適用件数	買入金額(千円)	買入面積(ha)	取得費・譲渡費用控除(10%)		
14,096	= (64.7 ÷ 12)	×	(187,940 ÷ 64.7)	×	(100%-10%)		

3. 減収見込額積算

単位: 百万円

(1) 所得税……①

令和元年度	所得税適用額	税率		
0.0	= 0.0	×	15.0%	
令和2年度	所得税適用額	税率		
16.7	= 111.4	×	15.0%	
令和3年度	所得税適用額	税率		
25.4	= 169.1	×	15.0%	

(2) 個人住民税……②

令和元年度	所得税適用額	税率		
0.0	= 0.0	×	5.0%	
令和2年度	所得税適用額	税率		
5.6	= 111.4	×	5.0%	
令和3年度	所得税適用額	税率		
8.5	= 169.1	×	5.0%	

(3) 減収見込額(①+②)

令和元年度	①所得税	+	②個人住民税	
0.0	= 0.0	+	0.0	
令和2年度	①所得税	+	②個人住民税	
22.3	= 16.7	+	5.6	
令和3年度	①所得税	+	②個人住民税	
33.8	= 25.4	+	8.5	

【2】 法人税、法人住民税及び法人事業税

単位: 百万円

令和元年度から令和3年度における実績は無い。

【3】適用実績及び減収額(所得税及び法人税)

区分	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)
適用件数(件)※	0	8	12
買入面積(ha)※	0	43.7	64.7
1件当たり面積(ha)	-	5.5	5.4
買入金額(千円)※	0	123,804	187,940
適用額(百万円)	-	111.4	169.1
所得税額減収額① (百万円)	0	16.7	25.4
個人住民税減収額② (百万円)	0	5.6	8.5
法人税減収額③ (百万円)	0	0	0
法人住民税減収額④ (百万円)	0	0	0
法人事業税減収額⑤ (百万円)	0	0	0
減収額(①~⑤合計) (百万円)	0	22.3	33.8

※農地中間管理機構等への実績調査により適用件数、買入面積、買入金額を把握